

令和5年12月5日

環境大臣 伊藤 信太郎 様

静岡県知事 川勝 平太

リニア中央新幹線事業における南アルプスの自然環境保全について

平素は格別の御高配と御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、感謝とともに要請を兼ねて、一筆啓上申し上げます。

JR東海（株）のリニア中央新幹線事業の現行ルート上に、南アルプスがあります。南アルプスには、世界の南限とされる動植物が多数、生息・生育しています。希少な動植物の生態系は、周辺環境の変化を受けやすく、きわめて脆弱です。

本事業に対して、環境大臣は、平成26年6月、傾聴すべき意見を開陳されました—

「ユネスコエコパークとしての利用も見込まれることから、当該地域の自然環境を保全することは我が国の環境行政の使命でもある。」

「環境保全について十全の取組を行うことが、本事業の前提である。」

「山岳トンネル区間には、多数の断層が確認されており、断層や破碎帯等の透水性が高い部分から大量の湧水が生ずる可能性がある。地下水位の低下並びに河川流量の減少及びこれに伴い生ずる河川の生態系や水生生物への影響は、重大なるものとなるおそれがあり、また、事後的な対応措置は困難である。」

等であります。本県は、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会に令和4年7月に加盟し、東京—大阪の全線開通時期の前倒しを目指しておりますが、「南アルプスの生物多様性・水資源・残土処理の影響を回避できるか否か」は深刻な環境問題であり、内外から強い関心が寄せられていますが、目下のところ、未解決です。

南アルプスは国立公園であり、その保全は「国策」であります。かつ、南アルプスは「生物圏保存地域（国内呼称：ユネスコエコパーク）」であり、その保全は日本国なканずく環境省の国際的責務でもあります。

さて、令和2年4月に開始された、国のリニア中央新幹線静岡工区有識者会議（以下、「有識者会議」）で、南アルプストネル掘削等の工事計画から環境を保全するための科学的議論がなされ、『大井川水資源問題に関する中間報告（令和3年12月）』がまとめられ、自然環境の保全に関しては「県専門部会での議論も踏まえ、今後、有識者会議の場でも議論する」とされました。

本県は、国の有識者会議の議論を、その都度、県の専門部会に諮り、意見書を、累次にわたり、貴省と国土交通省に伝えました。令和5年11月1日付けの意見書では、「報告書案について、生態系に及ぼす影響の予測・評価や影響の回避・低減の具体的な保全措置が十分示されていない」「今後も議論が必要な課題が残された状況である」等と指摘いたしました。

それらを踏まえ、世界文化遺産の富士山をあずかり、「環境行政の使命」を掲げる貴省に同調する本県として、以下の二点を要請いたします。

（一）有識者会議（貴省担当者がオブザーバーとして陪席、担当者の意見開陳は無し）の報告書案は、平成26年6月の環境大臣意見が適切に反映されているとは思えません。この件について、御見解をお示してください。

（二）有識者会議の報告書案には、環境大臣意見が反映されなければなりません。成案になる前に、積極的な働きかけを要請いたします。

なお、南アルプスは、平成26年、「ユネスコエコパーク」に登録され、10年毎（次は令和6年）の定期報告が義務づけられました。準備された報告書の国内の担当省庁は文部科学省（国際統括官付）で、審査は日本ユネスコ国内委員会 MAB 計画分科会で行われます。同報告書には「過去10年間において生物圏保存地域において見られる大きな変化」の項目が

あり、その冒頭に「地域内での環境の変化において一番大きな事柄として挙げられるのが、リニア中央新幹線南アルプストンネル工事である」と記載されているほか、複数の項目に南アルプストンネル工事に関する記述があると伺っております。

環境基本法第6条に「国は、(中略)基本理念にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する」と謳われています。大臣におかれましては、民間のJR東海(株)による南アルプストンネル工事が始まろうとしている、まさしく今こそ、国家の環境行政の使命と責務を十全に果たしていただくように、衷心より、お願い申し上げます。希少な南アルプスの生態系を保全し、国内外の万民の財産として、未来に引き継げるのか否か、また、法の基本理念の「環境の恵沢の享受と継承」を実現できるのか否かは、環境大臣の御決断・行動にかかっております。恐惶謹言

別添え

- ・リニア中央新幹線関連資料 (静岡県作成)